こんにちは 子育て相談窓口です

問合せ 子育て相談窓口 ☎0495-74-0205 FAX 0495-77-2117

令和6年4月より「神川町産後ケア事業」を開始しました

産後ケア事業とは、出産後のお母さんの育児を支援するため、医療機関への宿泊や日帰り、自宅等への訪問により助産師や保健師がお母さんと赤ちゃんへ健康管理や育児支援を行います。

出産後は心身ともに不安定になりやすい時期ですが、みなさんが安心して子育てができるようサポートします。利用には申請が必要です。まずは、子育て相談窓口までご連絡ください。

CHECK

利用方法などの詳細については、町ホームページをご覧ください。

【利用できる方】

神川町に住民登録があり、産後ケアを必要とする出産後1年以内のお母さんと赤ちゃんです。

【産後ケア事業の種類】

宿泊型　医療機関に宿泊し、ケアを受けることができます。

日帰り型　医療機関等で、日帰りでケアを受けることができます。

訪問型　助産師や保健師等の専門スタッフが訪問し自宅等でケアを受けることができます。

【実施機関と利用条件】 以下の医療機関等からお選びいただきます。

実施機関	所在地	宿泊型	日帰り型	訪問型	利用条件等
深谷赤十字病院	深谷市	○	○	—	生後2か月未満まで
桜ヶ丘病院	深谷市	○	○	—	当該施設で出産した母子 生後2か月未満まで
菊地病院	深谷市	○	○	—	
たんぽぽ助産所	本庄市	—	—	○	出産後1年以内
(株)MAMORU	深谷市	—	—	○	
日帰り型産後ケアハウスgift	本庄市	—	○	—	

予約状況により、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

【利用料金】 利用料金は所得状況により決定します。利用料金の減免制度もあります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

現況届は、8月分以降の手当の受給可否を決定する大切なものです。該当の方には8月上旬までに通知を発送します。提出がない場合、資格があっても手当を受給することができなくなりますので必ず提出してください。通知が届かない場合は、町民福祉課へご連絡ください。

また、所得超過等により支給停止となっている方でも、現況届を提出していただくことにより新たに該当する場合もありますので、必ず提出をお願いします。

【受付期間】

児童扶養手当　8月1日(木)～8月30日(金)

特別児童扶養手当　8月13日(火)～9月11日(水)

必ず期間中に提出してください。

【提出時にお持ちいただくもの】

- 印鑑(朱肉を必要とするもの)
- (特別)児童扶養手当証書

※令和6年1月1日現在で神川町に住民登録がない方は、令和6年1月1日現在で住民登録していた市町村で発行された「所得証明書」をご提出いただく場合がありますのでご注意ください。

すべての方に知ってほしい！「こども基本法」をご存じですか？

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法とは、こうした社会を目指してこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていくための基本になることを定めた法律です。

【こども施策とは】

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること
  例)居場所づくり、いじめ対策など
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためにサポートをすること
  例)働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など

【こども施策を決める上での6つの基本理念】

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

基本理念を大事にし、大人だけでなくこどもの意見を聴きながら、国や都道府県、市区町村が「こども施策」を進めていきます。

詳しくは、こども家庭庁のホームページをご覧ください。

こども家庭庁ホームページ